

新潟県条例第50号

新潟県少年自然の家条例の一部を改正する条例

第1条 新潟県少年自然の家条例（昭和48年新潟県条例第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下この条において「移動後条等」という。）に対応する同表の改正前の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下この条において「移動前条等」という。）が存在する場合には当該移動前条等を当該移動後条等とし、移動後条等に対応する移動前条等が存在しない場合には当該移動後条等（以下この条において「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中別表の表示に下線が引かれた別表を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示、追加条等並びに別表の表示を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前																													
<p>(設置)</p> <p>第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、心身ともに健全な<u>青少年</u>の育成を図るため、新潟県少年自然の家（以下「少年自然の家」という。）を<u>胎内市乙</u>に設置する。</p> <p>(事業)</p> <p>第2条 少年自然の家は、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) <u>青少年</u>の自然に親しむ活動に関すること。</p> <p>(2) 自然環境の中で<u>行う青少年</u>の集団宿泊生活に関すること。</p> <p><u>(3) 青少年の研修に関すること。</u></p> <p><u>(4) 青少年指導者等</u>の研修に関すること。</p> <p><u>(5) (略)</u></p> <p>第4条 (略)</p> <p><u>(使用料)</u></p> <p>第5条 <u>少年自然の家を第2条に掲げる事業以外の目的に使用する者は、別表に定める使用料を納めなければならない。</u></p> <p>第6条 (略)</p> <p>別表 (第5条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">単 位</th> <th style="text-align: center;">使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宿泊室</td> <td>1人1泊につき</td> <td style="text-align: right;">1,520円</td> </tr> <tr> <td>体育館</td> <td rowspan="2">1団体1室1日 につき</td> <td style="text-align: right;">2,070円</td> </tr> <tr> <td>多目的ホール</td> <td style="text-align: right;">970円</td> </tr> <tr> <td>大研修室</td> <td></td> <td style="text-align: right;">1,120円</td> </tr> <tr> <td>中研修室</td> <td></td> <td style="text-align: right;">770円</td> </tr> <tr> <td>小研修室</td> <td></td> <td style="text-align: right;">550円</td> </tr> <tr> <td>和室研修室</td> <td></td> <td style="text-align: right;">1,110円</td> </tr> <tr> <td>工作室</td> <td></td> <td style="text-align: right;">1,510円</td> </tr> <tr> <td>野外活動支援棟</td> <td></td> <td style="text-align: right;">550円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	単 位	使用料	宿泊室	1人1泊につき	1,520円	体育館	1団体1室1日 につき	2,070円	多目的ホール	970円	大研修室		1,120円	中研修室		770円	小研修室		550円	和室研修室		1,110円	工作室		1,510円	野外活動支援棟		550円	<p>(設置)</p> <p>第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、心身ともに健全な<u>少年</u>の育成を図るため、新潟県少年自然の家（以下「少年自然の家」という。）を<u>旧北蒲原郡中条町大字乙（平成17年8月31日現在における北蒲原郡中条町大字乙をいう。）</u>に設置する。</p> <p>(事業)</p> <p>第2条 少年自然の家は、次に掲げる事業を行なう。</p> <p>(1) <u>少年</u>の自然に親しむ活動に関すること。</p> <p>(2) 自然環境の中で<u>行なう少年</u>の集団宿泊生活に関すること。</p> <p><u>(3) 少年指導者等</u>の研修に関すること。</p> <p><u>(4) (略)</u></p> <p>第4条 (略)</p> <p>第5条 (略)</p>
区 分	単 位	使用料																												
宿泊室	1人1泊につき	1,520円																												
体育館	1団体1室1日 につき	2,070円																												
多目的ホール		970円																												
大研修室		1,120円																												
中研修室		770円																												
小研修室		550円																												
和室研修室		1,110円																												
工作室		1,510円																												
野外活動支援棟		550円																												

研修室		
備考 日帰りで使用する場合の使用時間は、午前9時から午後4時までとする。		

第2条 新潟県少年自然の家条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後			改正前		
別表（第5条関係）			別表（第5条関係）		
区分	単位	使用料	区分	単位	使用料
宿泊室	(略)	1,550円	宿泊室	(略)	1,520円
体育館	(略)	2,110円	体育館	(略)	2,070円
多目的ホール		990円	多目的ホール		970円
大研修室		1,140円	大研修室		1,120円
中研修室		780円	中研修室		770円
小研修室		560円	小研修室		550円
和室研修室		1,130円	和室研修室		1,110円
工作室		1,540円	工作室		1,510円
野外活動支援棟 研修室		560円	野外活動支援棟 研修室		550円
備考 (略)			備考 (略)		

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第2条及び附則第3項の規定は、同年10月1日から施行する。

(新潟県青年の家条例の廃止)

- 新潟県青年の家条例（昭和45年新潟県条例第41号）は、廃止する。

(経過措置)

- 第2条の規定による改正後の別表の規定は、同条の規定の施行の日以後に使用の許可を受ける者について適用し、同日前に使用の許可を受けている者については、なお従前の例による。